

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (事故時の措置に係る物質)</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (事故時の措置に係る物質)</p>
<p>第51条 条例第51条第1項に規定する規則で定める物質は、別表第14の2に掲げる物質とする。</p>	<p>第51条 条例第51条第1項に規定する規則で定める物質は、別表第14の2に掲げる物質とする。</p>
<p>第8章 特定化学物質の排出管理 (特定化学物質の排出管理)</p>	<p>第8章 特定化学物質の排出管理 (特定化学物質の排出管理)</p>
<p>第79条 条例第97条第1項に規定する規則で定める事業所は、化学物質を製造し、使用し、保管し、又は処理する事業所（常時使用する従業員の数が20人以下の事業所を除く。）とする。</p>	<p>第79条 条例第97条第1項に規定する規則で定める事業所は、化学物質を製造し、使用し、保管し、又は処理する事業所（常時使用する従業員の数が20人以下の事業所を除く。）とする。</p>
<p>2 条例第97条第1項に規定する規則で定める化学物質は、次に掲げる物質とする。 <u>(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第2項に規定する第一種指定化学物質</u> <u>(2) その他市長が必要と認める物質</u></p>	<p>2 条例第97条第1項に規定する規則で定める化学物質は、次に掲げる物質とする。 <u>(1) 亜鉛の水溶性化合物</u> <u>(2) アクリルアミド</u> <u>(3) アクリル酸</u> <u>(4) アクリル酸エチル</u> <u>(5) アクリロニトリル</u> <u>(6) アジピン酸ビス(2-エチルヘキシル)</u> <u>(7) 2-アミノエタノール</u> <u>(8) アリルアルコール</u> <u>(9) アルシン</u> <u>(10) アンチモン及びその化合物</u> <u>(11) イソプレン</u> <u>(12) 4、4'-イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)</u> <u>(13) エチルベンゼン</u></p>

改正後	改正前
	<p>(14) <u>エチレンオキシド</u></p> <p>(15) <u>エチレングリコールモノエチルエーテル</u></p> <p>(16) <u>エピクロロヒドリン</u></p> <p>(17) <u>1、2-エポキシプロパン (別名酸化プロピレン)</u></p> <p>(18) <u>塩化水素</u></p> <p>(19) <u>塩化チタン</u></p> <p>(20) <u>塩化パラフィン</u></p> <p>(21) <u>塩素</u></p> <p>(22) <u>キシレン</u></p> <p>(23) <u>クロム及び三価クロム化合物</u></p> <p>(24) <u>六価クロム化合物</u></p> <p>(25) <u>クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)</u></p> <p>(26) <u>クロロプレン</u></p> <p>(27) <u>クロロホルム</u></p> <p>(28) <u>クロロメタン (別名塩化メチル)</u></p> <p>(29) <u>五酸化バナジウム</u></p> <p>(30) <u>酢酸ビニル</u></p> <p>(31) <u>三塩化ホウ素</u></p> <p>(32) <u>酸化チタン</u></p> <p>(33) <u>三弗(ふつ)化窒素</u></p> <p>(34) <u>無機シアン化合物 (錯塩及びシアン酸塩を除く。)</u></p> <p>(35) <u>1、2-ジクロロエタン</u></p> <p>(36) <u>1、2-ジクロロプロパン</u></p> <p>(37) <u>オルト-ジクロロベンゼン</u></p> <p>(38) <u>ジクロロメタン (別名塩化メチレン)</u></p> <p>(39) <u>ジブチルヒドロキシトルエン</u></p> <p>(40) <u>ジメチルアミン</u></p> <p>(41) <u>シラン</u></p>

改正後	改正前
<p>3 条例第97条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定化学物質の管理状況（条例第92条各号に掲げる事項に限る。）</p> <p>(2) 特定化学物質の取扱状況</p>	<p>(42) <u>スチレン</u></p> <p>(43) <u>ダイオキシン類</u></p> <p>(44) <u>テトラクロロエチレン</u></p> <p>(45) <u>テトラヒドロフラン</u></p> <p>(46) <u>銅水溶性塩（錯塩を除く。）</u></p> <p>(47) <u>トリエチルアルミニウム</u></p> <p>(48) <u>1、1、1-トリクロロエタン</u></p> <p>(49) <u>1、1、2-トリクロロエタン</u></p> <p>(50) <u>トリクロロエチレン</u></p> <p>(51) <u>トルエン</u></p> <p>(52) <u>鉛及びその化合物</u></p> <p>(53) <u>ニッケル</u></p> <p>(54) <u>ニッケル化合物</u></p> <p>(55) <u>パラ-ニトロアニリン</u></p> <p>(56) <u>ビスマス及びその化合物</u></p> <p>(57) <u>ヒドラジン</u></p> <p>(58) <u>1、3-ブタジエン</u></p> <p>(59) <u>フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）</u></p> <p>(60) <u>弗（ふつ）化水素及びその水溶性塩</u></p> <p>(61) <u>ベリリウム及びその化合物</u></p> <p>(62) <u>ベンゼン</u></p> <p>(63) <u>ホルムアルデヒド</u></p> <p>(64) <u>マンガン及びその化合物</u></p> <p>(65) <u>その他市長が必要と認める物質</u></p> <p>3 条例第97条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 特定化学物質の管理状況（条例第92条各号に掲げる事項に限る。）</p> <p>(2) 特定化学物質の取扱状況</p>

改正後	改正前				
<p>(3) 特定化学物質の排出量及び移動量 (4) その他市長が必要と認める事項 (環境配慮行動要請票の保存期間等)</p> <p>第79条の6 条例第99条の2第3項に規定する規則で定める期間は、同条第1項又は第2項の規定による要請をした日から起算して3年間とする。</p> <p>2 条例第99条の2第4項の規定による報告は、毎年度7月末日までに、前年度の実施状況について、貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書(第35号様式の2)により行うものとする。</p>	<p>(3) 特定化学物質の排出量及び移動量 (4) その他市長が必要と認める事項 (環境配慮行動要請票の保存期間等)</p> <p>第79条の6 条例第99条の2第3項に規定する規則で定める期間は、同条第1項又は第2項の規定による要請をした日から起算して3年間とする。</p> <p>2 条例第99条の2第4項の規定による報告は、毎年度7月末日までに、前年度の実施状況について、貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書(第35号様式の2)により行うものとする。</p>				
<p>別表第14の2(第51条関係)</p>	<p>別表第14の2(第51条関係)</p>				
<p>事故時の措置に係る物質</p>	<p>事故時の措置に係る物質</p>				
<p>1 大気汚染又は悪臭の原因となる物質</p>	<p>1 大気汚染又は悪臭の原因となる物質</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 667 232 715">1</td> <td data-bbox="232 667 1066 715">アクリロニトリル</td> </tr> </table>	1	アクリロニトリル	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 667 1236 715">1</td> <td data-bbox="1236 667 2065 715">アクリロニトリル</td> </tr> </table>	1	アクリロニトリル
1	アクリロニトリル				
1	アクリロニトリル				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 715 232 762">2</td> <td data-bbox="232 715 1066 762">アクロレイン</td> </tr> </table>	2	アクロレイン	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 715 1236 762">2</td> <td data-bbox="1236 715 2065 762">アクロレイン</td> </tr> </table>	2	アクロレイン
2	アクロレイン				
2	アクロレイン				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 762 232 810">3</td> <td data-bbox="232 762 1066 810">アセトアルデヒド</td> </tr> </table>	3	アセトアルデヒド	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 762 1236 810">3</td> <td data-bbox="1236 762 2065 810">アセトアルデヒド</td> </tr> </table>	3	アセトアルデヒド
3	アセトアルデヒド				
3	アセトアルデヒド				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 810 232 858">4</td> <td data-bbox="232 810 1066 858">アンモニア</td> </tr> </table>	4	アンモニア	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 810 1236 858">4</td> <td data-bbox="1236 810 2065 858">アンモニア</td> </tr> </table>	4	アンモニア
4	アンモニア				
4	アンモニア				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 858 232 906">5</td> <td data-bbox="232 858 1066 906">イソ吉草酸</td> </tr> </table>	5	イソ吉草酸	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 858 1236 906">5</td> <td data-bbox="1236 858 2065 906">イソ吉草酸</td> </tr> </table>	5	イソ吉草酸
5	イソ吉草酸				
5	イソ吉草酸				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 906 232 954">6</td> <td data-bbox="232 906 1066 954">イソバレルアルデヒド</td> </tr> </table>	6	イソバレルアルデヒド	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 906 1236 954">6</td> <td data-bbox="1236 906 2065 954">イソバレルアルデヒド</td> </tr> </table>	6	イソバレルアルデヒド
6	イソバレルアルデヒド				
6	イソバレルアルデヒド				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 954 232 1002">7</td> <td data-bbox="232 954 1066 1002">イソブタノール</td> </tr> </table>	7	イソブタノール	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 954 1236 1002">7</td> <td data-bbox="1236 954 2065 1002">イソブタノール</td> </tr> </table>	7	イソブタノール
7	イソブタノール				
7	イソブタノール				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1002 232 1050">8</td> <td data-bbox="232 1002 1066 1050">イソブチルアルデヒド</td> </tr> </table>	8	イソブチルアルデヒド	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 1002 1236 1050">8</td> <td data-bbox="1236 1002 2065 1050">イソブチルアルデヒド</td> </tr> </table>	8	イソブチルアルデヒド
8	イソブチルアルデヒド				
8	イソブチルアルデヒド				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1050 232 1098">9</td> <td data-bbox="232 1050 1066 1098">一酸化炭素</td> </tr> </table>	9	一酸化炭素	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 1050 1236 1098">9</td> <td data-bbox="1236 1050 2065 1098">一酸化炭素</td> </tr> </table>	9	一酸化炭素
9	一酸化炭素				
9	一酸化炭素				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1098 232 1145">10</td> <td data-bbox="232 1098 1066 1145">塩素及び塩化水素</td> </tr> </table>	10	塩素及び塩化水素	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 1098 1236 1145">10</td> <td data-bbox="1236 1098 2065 1145">塩素及び塩化水素</td> </tr> </table>	10	塩素及び塩化水素
10	塩素及び塩化水素				
10	塩素及び塩化水素				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1145 232 1193">11</td> <td data-bbox="232 1145 1066 1193">黄燐(りん)</td> </tr> </table>	11	黄燐(りん)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 1145 1236 1193">11</td> <td data-bbox="1236 1145 2065 1193">黄燐(りん)</td> </tr> </table>	11	黄燐(りん)
11	黄燐(りん)				
11	黄燐(りん)				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1193 232 1241">12</td> <td data-bbox="232 1193 1066 1241">カドミウム及びその化合物</td> </tr> </table>	12	カドミウム及びその化合物	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 1193 1236 1241">12</td> <td data-bbox="1236 1193 2065 1241">カドミウム及びその化合物</td> </tr> </table>	12	カドミウム及びその化合物
12	カドミウム及びその化合物				
12	カドミウム及びその化合物				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1241 232 1289">13</td> <td data-bbox="232 1241 1066 1289">キシレン</td> </tr> </table>	13	キシレン	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 1241 1236 1289">13</td> <td data-bbox="1236 1241 2065 1289">キシレン</td> </tr> </table>	13	キシレン
13	キシレン				
13	キシレン				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1289 232 1337">14</td> <td data-bbox="232 1289 1066 1337">クロルスルホン酸</td> </tr> </table>	14	クロルスルホン酸	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 1289 1236 1337">14</td> <td data-bbox="1236 1289 2065 1337">クロルスルホン酸</td> </tr> </table>	14	クロルスルホン酸
14	クロルスルホン酸				
14	クロルスルホン酸				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1337 232 1385">15</td> <td data-bbox="232 1337 1066 1385">五塩化燐(りん)</td> </tr> </table>	15	五塩化燐(りん)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 1337 1236 1385">15</td> <td data-bbox="1236 1337 2065 1385">五塩化燐(りん)</td> </tr> </table>	15	五塩化燐(りん)
15	五塩化燐(りん)				
15	五塩化燐(りん)				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 1385 232 1417">16</td> <td data-bbox="232 1385 1066 1417">酢酸エチル</td> </tr> </table>	16	酢酸エチル	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1178 1385 1236 1417">16</td> <td data-bbox="1236 1385 2065 1417">酢酸エチル</td> </tr> </table>	16	酢酸エチル
16	酢酸エチル				
16	酢酸エチル				

改正後		改正前	
17	三塩化燐(りん)	17	三塩化燐(りん)
18	シアン化合物 (アクリロニトリルを除く。)	18	シアン化合物 (アクリロニトリルを除く。)
19	ジクロロメタン	19	ジクロロメタン
20	脂肪族アミン化合物	20	脂肪族アミン化合物
21	臭化メチル	21	臭化メチル
22	臭素	22	臭素
23	硝酸	23	硝酸
24	スチレン	24	スチレン
25	ダイオキシシン類	25	ダイオキシシン類
26	窒素酸化物	26	窒素酸化物
27	テトラクロロエチレン	27	テトラクロロエチレン
28	トリクロロエチレン	28	トリクロロエチレン
29	トルエン	29	トルエン
30	鉛及びその化合物	30	鉛及びその化合物
31	二酸化硫黄	31	二酸化硫黄
32	二酸化セレン	32	二酸化セレン
33	ニッケルカルボニル	33	ニッケルカルボニル
34	二硫化炭素	34	二硫化炭素
35	二硫化メチル	35	二硫化メチル
36	ノルマル吉草酸	36	ノルマル吉草酸
37	ノルマルブチルアルデヒド	37	ノルマルブチルアルデヒド
38	ノルマルバレルアルデヒド	38	ノルマルバレルアルデヒド
39	ノルマル酪酸	39	ノルマル酪酸
40	ピリジン	40	ピリジン
41	フェノール類	41	フェノール類
42	弗(ふつ)素及び弗(ふつ)化水素その他の弗(ふつ)素化合物	42	弗(ふつ)素及び弗(ふつ)化水素その他の弗(ふつ)素化合物
43	プロピオンアルデヒド	43	プロピオンアルデヒド

改正後		改正前	
44	プロピオン酸	44	プロピオン酸
45	ベンゼン	45	ベンゼン
46	ホスゲン	46	ホスゲン
47	ホルムアルデヒド	47	ホルムアルデヒド
48	メタノール	48	メタノール
49	メチルイソブチルケトン	49	メチルイソブチルケトン
50	メルカプタン類	50	メルカプタン類
51	硫化水素	51	硫化水素
52	硫化メチル	52	硫化メチル
53	硫酸（三酸化硫黄を含む。）	53	硫酸（三酸化硫黄を含む。）
54	燐(りん)化水素	54	燐(りん)化水素
2	水質の汚濁の原因となる物質	2	水質の汚濁の原因となる物質
1	亜鉛及びその化合物	1	亜鉛及びその化合物
2	アクリルアミド	2	アクリルアミド
3	アクリル酸	3	アクリル酸
4	アクリロニトリル	4	アクリロニトリル
<u>5</u>	<u>アニリン</u>		<u>(新設)</u>
<u>6</u>	<u>アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が8.6を超えるものに限る。）</u>	<u>5</u>	<u>アルカリ性物質（水素イオン濃度（水素指数）が8.6を超えるものに限る。）</u>
<u>7</u>	<u>アルミニウム及びその化合物</u>	<u>6</u>	<u>アルミニウム及びその化合物</u>
<u>8</u>	<u>アンチモン及びその化合物</u>	<u>7</u>	<u>アンチモン及びその化合物</u>
<u>9</u>	<u>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u>	<u>8</u>	<u>アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物</u>
<u>10</u>	<u>エチル＝（Z）－3－[N－ベンジル－N－[[メチル（1－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）</u>	<u>9</u>	<u>エチル＝（Z）－3－[N－ベンジル－N－[[メチル（1－メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル）アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート（別名アラニカルブ）</u>
<u>11</u>	<u>エピクロロヒドリン</u>	<u>10</u>	<u>エピクロロヒドリン</u>

改正後		改正前	
<a href="#">12</a>	塩化水素	<a href="#">11</a>	塩化水素
<a href="#">13</a>	塩化チオニル	<a href="#">12</a>	塩化チオニル
<a href="#">14</a>	塩素酸及びその塩	<a href="#">13</a>	塩素酸及びその塩
<a href="#">15</a>	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)	<a href="#">14</a>	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)
<a href="#">16</a>	過酸化水素	<a href="#">15</a>	過酸化水素
<a href="#">17</a>	カドミウム及びその化合物	<a href="#">16</a>	カドミウム及びその化合物
<a href="#">18</a>	キシレン	<a href="#">17</a>	キシレン
<a href="#">19</a>	クロム及びその化合物	<a href="#">18</a>	クロム及びその化合物
<a href="#">20</a>	クロルスルホン酸	<a href="#">19</a>	クロルスルホン酸
<a href="#">21</a>	クロルピクリン	<a href="#">20</a>	クロルピクリン
<a href="#">22</a>	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	<a href="#">21</a>	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
<a href="#">23</a>	クロロホルム	<a href="#">22</a>	クロロホルム
<a href="#">24</a>	酢酸エチル	<a href="#">23</a>	酢酸エチル
<a href="#">25</a>	酸性物質(水素イオン濃度(水素指数)が5.8未満のものに限る。)	<a href="#">24</a>	酸性物質(水素イオン濃度(水素指数)が5.8未満のものに限る。)
<a href="#">26</a>	次亜塩素酸ナトリウム	<a href="#">25</a>	次亜塩素酸ナトリウム
<a href="#">27</a>	シアン化合物	<a href="#">26</a>	シアン化合物
<a href="#">28</a>	四塩化炭素	<a href="#">27</a>	四塩化炭素
<a href="#">29</a>	1, 4-ジオキサン	<a href="#">28</a>	1, 4-ジオキサン
<a href="#">30</a>	1, 2-ジクロロエタン	<a href="#">29</a>	1, 2-ジクロロエタン
<a href="#">31</a>	1, 1-ジクロロエチレン	<a href="#">30</a>	1, 1-ジクロロエチレン
<a href="#">32</a>	1, 2-ジクロロエチレン	<a href="#">31</a>	1, 2-ジクロロエチレン
<a href="#">33</a>	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)	<a href="#">32</a>	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル) ベンズアミド (別名プロピザミド)
<a href="#">34</a>	1, 2-ジクロロプロパン	<a href="#">33</a>	1, 2-ジクロロプロパン
<a href="#">35</a>	1, 3-ジクロロプロペン	<a href="#">34</a>	1, 3-ジクロロプロペン
<a href="#">36</a>	p-ジクロロベンゼン	<a href="#">35</a>	p-ジクロロベンゼン

改正後		改正前	
37	ジクロロメタン	36	ジクロロメタン
38	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)	37	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名イソプロチオラン)
39	シマジン	38	シマジン
40	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)	39	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)
41	臭素	40	臭素
42	臭素酸及びその塩	41	臭素酸及びその塩
43	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	42	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
44	水酸化カリウム	43	水酸化カリウム
45	水酸化ナトリウム	44	水酸化ナトリウム
46	スチレン	45	スチレン
47	セレン及びその化合物	46	セレン及びその化合物
48	ダイオキシン類	47	ダイオキシン類
49	チウラム	48	チウラム
50	チオベンカルブ	49	チオベンカルブ
51	チオりん酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)	50	チオりん酸O, O-ジエチル-O- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
52	チオりん酸O, O-ジエチル-O- (3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)	51	チオりん酸O, O-ジエチル-O- (3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
53	チオりん酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)	52	チオりん酸O, O-ジエチル-O- (5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
54	チオりん酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)	53	チオりん酸O, O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)
55	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)	54	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
56	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩		(新設)



改正後		改正前	
<a href="#">57</a>	鉄及びその化合物	<a href="#">55</a>	鉄及びその化合物
<a href="#">58</a>	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 <sup>3,7</sup> ] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)	<a href="#">56</a>	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 <sup>3,7</sup> ] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
<a href="#">59</a>	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はT P N)	<a href="#">57</a>	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はT P N)
<a href="#">60</a>	テトラクロロエチレン	<a href="#">58</a>	テトラクロロエチレン
<a href="#">61</a>	銅及びその化合物	<a href="#">59</a>	銅及びその化合物
<a href="#">62</a>	1, 1, 1-トリクロロエタン	<a href="#">60</a>	1, 1, 1-トリクロロエタン
<a href="#">63</a>	1, 1, 2-トリクロロエタン	<a href="#">61</a>	1, 1, 2-トリクロロエタン
<a href="#">64</a>	トリクロロエチレン	<a href="#">62</a>	トリクロロエチレン
<a href="#">65</a>	トルエン	<a href="#">63</a>	トルエン
<a href="#">66</a>	鉛及びその化合物	<a href="#">64</a>	鉛及びその化合物
<a href="#">67</a>	ニッケル及びその化合物	<a href="#">65</a>	ニッケル及びその化合物
<a href="#">68</a>	4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はC N P)	<a href="#">66</a>	4-ニトロフェニル-2, 4, 6-トリクロロフェニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はC N P)
<a href="#">69</a>	二硫化炭素	<a href="#">67</a>	二硫化炭素
<a href="#">70</a>	砒(ひ)素及びその化合物	<a href="#">68</a>	砒(ひ)素及びその化合物
<a href="#">71</a>	ヒドラジン	<a href="#">69</a>	ヒドラジン
<a href="#">72</a>	ヒドロキシルアミン	<a href="#">70</a>	ヒドロキシルアミン
<a href="#">73</a>	フェノール類及びその塩類	<a href="#">71</a>	フェノール類及びその塩類
<a href="#">74</a>	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)	<a href="#">72</a>	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル)
<a href="#">75</a>	ふっ素及びその化合物	<a href="#">73</a>	ふっ素及びその化合物
<a href="#">76</a>	<u>ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) 及びその塩</u>		<u>(新設)</u>
<a href="#">77</a>	<u>ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びその塩</u>		<u>(新設)</u>
<a href="#">78</a>	ベンゼン	<a href="#">74</a>	ベンゼン
<a href="#">79</a>	ほう素及びその化合物	<a href="#">75</a>	ほう素及びその化合物

改正後	
<u>80</u>	ホスゲン
<u>81</u>	P C B
<u>82</u>	ホルムアルデヒド
<u>83</u>	マンガン及びその化合物
<u>84</u>	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
<u>85</u>	メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)
<u>86</u>	モリブデン及びその化合物
<u>87</u>	有機燐(りん)化合物
<u>88</u>	油類
<u>89</u>	硫酸
<u>90</u>	硫酸ジメチル
<u>91</u>	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)

第35号様式の2

改正前	
<u>76</u>	ホスゲン
<u>77</u>	P C B
<u>78</u>	ホルムアルデヒド
<u>79</u>	マンガン及びその化合物
<u>80</u>	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリーブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
<u>81</u>	メチルターシャリーブチルエーテル (別名MTBE)
<u>82</u>	モリブデン及びその化合物
<u>83</u>	有機燐(りん)化合物
<u>84</u>	油類
<u>85</u>	硫酸
<u>86</u>	硫酸ジメチル
<u>87</u>	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)

第35号様式の2

改正後

(表)  
貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）第99条の2第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第79条の5に定める指定荷主又は指定荷受人の要件	規 模
	<input type="checkbox"/> 第1号の要件に該当する事業者	事業所の敷地面積 $m^2$
	<input type="checkbox"/> 第2号の要件に該当する事業者	第2号アに定める倉庫の有効面積の合計 $m^2$
		第2号イに定める倉庫の有効容積の合計 $m^3$
<input type="checkbox"/> 第3号の要件に該当する事業者	施設（施設一式）の種類（ ） 1日当たりの処理能力（ ）	
連絡先	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号 (内線)	
	メールアドレス	

備考 指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模の欄には、該当する口内にし印を記載し、右欄に規模を記載してください（第3号の要件に該当する事業者にあっては、1日当たりの処理能力が最も大きい施設（施設一式）について、施設（施設一式）の種類及び1日当たりの処理能力を記載してください。）。

改正前

(表)  
貨物等の運搬に係る環境配慮行動項目要請状況報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

郵便番号

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）第99条の2第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第79条の5に定める指定荷主又は指定荷受人の要件	規 模
	<input type="checkbox"/> 第1号の要件に該当する事業者	事業所の敷地面積 $m^2$
	<input type="checkbox"/> 第2号の要件に該当する事業者	第2号アに定める倉庫の有効面積の合計 $m^2$
		第2号イに定める倉庫の有効容積の合計 $m^3$
<input type="checkbox"/> 第3号の要件に該当する事業者	施設（施設一式）の種類（ ） 1日当たりの処理能力（ ）	
連絡先	担 当 部 署	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号 (内線)	
	メールアドレス	

備考 1. 指定荷主又は指定荷受人の要件及び規模の欄には、該当する口内にし印を記載し、右欄に規模を記載してください（第3号の要件に該当する事業者にあっては、1日当たりの処理能力が最も大きい施設（施設一式）について、施設（施設一式）の種類及び1日当たりの処理能力を記載してください。）。  
2. 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができます。

改正後

(表)

1 指定荷主における要請の実施状況（条令第99条の2第1項関係）

(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等への要請の実施状況（第1号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	3 電磁的記録による要請	件
	合計	件

(2) 貨物等の荷受人への要請の実施状況（第2号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	3 電磁的記録による要請	件
	合計	件

2 指定荷受人における要請の実施状況（条令第99条の2第2項関係）

(1) 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等への要請の実施状況（第1号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	3 電磁的記録による要請	件
	合計	件

(2) 貨物等の荷主への要請の実施状況（第2号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	3 電磁的記録による要請	件
	合計	件

3 備考

備考 環境配慮行動要請票の提供手段ごとに、当該環境配慮行動要請票の写し（電磁的記録による要請の場合には、当該電磁的記録を用紙に出力したものを）を1部添付してください。

改正前

(表)

1 指定荷主における要請の実施状況（条令第99条の2第1項関係）

(1) 指定荷主が委託した貨物運送事業者等への要請の実施状況（第1号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	(1) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印があるもの	件
	(2) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印がないもの	件
	3 電磁的記録による要請	件
合計	件	

(2) 貨物等の荷受人への要請の実施状況（第2号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	(1) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印があるもの	件
	(2) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印がないもの	件
	3 電磁的記録による要請	件
合計	件	

2 指定荷受人における要請の実施状況（条令第99条の2第2項関係）

(1) 指定荷受人が委託した貨物運送事業者等への要請の実施状況（第1号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	(1) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印があるもの	件
	(2) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印がないもの	件
	3 電磁的記録による要請	件
合計	件	

(2) 貨物等の荷主への要請の実施状況（第2号）

貨物等の運搬を依頼した件数	件	
環境配慮行動要請票の提供手段ごとの要請件数	1 契約書への記載による要請	件
	2 契約書以外の書面による要請	件
	(1) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印があるもの	件
	(2) 要請先が受領した旨の署名又は記名押印がないもの	件
	3 電磁的記録による要請	件
合計	件	

3 備考

備考 環境配慮行動要請票の提供手段ごとに、当該環境配慮行動要請票の写し（電磁的記録による要請の場合には、当該電磁的記録を用紙に出力したものを）を1部添付してください。

